

戦時体制下における植民地教育＝国語教育の時代

天理大学国際学部教授
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

前回（2025年11月号）、本連載の（6）で指摘したような、日本による植民地統治下にあって、台湾の人々が武力的あるいは文化的な方法で抵抗運動を継続的に展開しながらも、「国語教育」を含めた日本による植民地政策をおおむね受容するに至ったことは「受容による抵抗」を展開するためであったという点は、おおむね1930年代に入ったころから、植民地社会のなかで顕在化しにくくなっていた。それは、満州事変以降、少しずつ日本社会が戦時体制下に入していくという大きな時代状況のもと、日本政府および植民地行政機関によって継続された直接的あるいは間接的な抑圧によって、植民地の人々による政治運動や抵抗運動が徐々に鎮圧されていったことと同時に、いわゆる「皇民化政策」のもとで、台湾の人々を「同化」するための有力な手段としての「国語教育」の充実・強化が進められていったことが大きく影響している。

台湾においては、社会教育の一環として1929年に設置された国語講習所が全島各地に開設・増設されていき、1942年の時点⁽¹⁾で台湾各地に2,000カ所を超える国語講習所が開設されたに至った。これは、それまで学校教育の枠内で実施されていた「国語教育」が社会一般に開放され、年齢に関係なく、植民地社会にあって社会生活を営むにあたっては「国語」を身につけることが必須になったことを意味している。こうした動きと並行して、台湾総督府は1932年には「国語普及十年計画」を策定し、社会教育としての「国語教育」の充実・強化を図るとともに、国語演習会の開催、「国語家庭」や「国語部落」の指定など、さまざまな社会教化のための装置が生み出され、実施されていった。

こうした1930年代以降の植民地教育における「国語教育」の位置づけについて、台湾史研究者の陳培豊は以下のように概括している。⁽²⁾

昭和期の台湾の「同化」教育は、極端な“民族への同化”の態様を呈していた。それに対して、領台当初から近代文明に照準化した台湾人の受容志向は皇民化運動に至るまで貫き通してきたものの、昭和期を迎えて二つの「同化」に対する台湾人の濾過能力も磨滅していく。皇民化運動の疾風の中で“文明への同化”に遅れて強化された“民族への同化”的「成果」が徐々に、しかし確実に台湾社会に投影していく。ところが、「同化」統治は、結局、「二等臣民」の養成を目的としたものであり、台湾人に対する差別が撤廃されることとはなかった。

「同化」統治、つまり植民地統治は、現地の人々を「二等臣民」として日本「内地」の人々の下位に位置づけるものであり、そのための重要な手段として「国語教育」が推し進められるに至ったことがうかがえよう。

また、1939年6月、文部省は植民地、委任統治領、占領地などで使用する「日本語教科書等ノ編纂」にかかる「国語対策協議会」を開催している。協議会の構成メンバーのなかには、台湾、朝鮮、閩東州、南洋群島、満州国などで教科書編纂に

たずさわっていた行政官たちが加わっていた。この会議の席上、文部大臣の荒木貞夫は、以下のような「挨拶」を述べている。⁽³⁾

今回本省ニ於テ東亜新秩序ノ建設ニ資スル目的ヲ以テ国語ヲ広ク海外ニ普及セシムルニ当り、ソノ方策ノ一端トシテ日本語教科書等ノ編纂ニ着手スルコトニナリマシタ（…）抑々我ガ国語ハ我ガ国民ノ間ニ貫流スル精神的血液デアリマシテ、我ガ国民ハコノ精神的血液ニヨツテ鞏ク結バレテキルノデアリマス。今ヤ我ガ國ハ八紘一宇ノ大理想ニ基ヅキ、東亜新秩序ヨリ進ンデ世界平和招徠ノ基礎ヲ樹テントスル時、コノ精神的血液ガ東亜諸民族ノ間ニ我ガ国語ヲ通ジテ流レマスナラバ、此ノ大業貫徹ニ相互協同ノ実ヲ挙ゲ得ルノデ此ノ目的達成ノ為ノ重要ナル施策タルコトハ言ヲ俟タヌ所デアリマス

「東亜新秩序ノ建設ニ資スル目的ヲ以テ国語ヲ広ク海外ニ普及セシムル」と教育行政のトップが言い募るほどに、「国語教育」は、戦時体制下の植民地教育のなかで中心的かつ欠くべからざるものとしての地位を得るに至った。

ただし、教育史研究者の駒込武が指摘するように、植民地ではない「占領地」での日本語教育において、本稿で述べてきたような「日本語＝日本精神論」は「破綻」をきたしたといいう。⁽⁴⁾駒込は、華北占領地における「日本語」教育の状況について検討を加えたうえで、以下のように指摘している。⁽⁵⁾

特に華北占領地では、抗日民族統一戦線が成立、共産党の根拠地が「聖域」として機能していたために、日本軍はついに「治安」を確立しえなかった。そもそも教育に手が回りかねる状況で、都市部以上に教員は不足し、日本語普及政策を推進するための現実的な基盤は欠落していた。

「国語教育」はこうした不安定な要素を内包していたにもかかわらず、統治者たちは「占領地」などにおける教育政策を実施するための核として、あるいは代替不可能な唯一の方法としてこれをおこない、あるいはこの方法・方針を取らざるを得なかった。占領統治下の香港の教育は、こうした日本の対外進出における教育政策・「国語教育」の変遷のもとにおこなわれることになったといえるだろう。

[註]

- (1) 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』、新装版、三元社、2010年、257～259頁。
- (2) 同上書、291頁。
- (3) 文部省図書局『国語対策協議会議事録』、1939年、1頁。
- (4) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年、351頁。
- (5) 同上。